## 令和7年度事業計画 (東近江市地域包括支援センター)

## 1 令和7年度重点目標及び具体的な取組

重点目標	①地域包括支援センターの複数設置を進めるとともに、地域包括支援センター間の連携や多機関のネットワークを強化し、地域包括ケアシステムの更なる推進をめざす。 ②高齢者本人が尊厳のある本人らしい生活を送ることができるように本人の意思決定を支援する取組を推進する。 ③認知症の人の尊厳が保たれ、社会の一員として尊重されるよう、認知症に関する正しい理解と啓発を行うとともに、認知症の人や家族が思いを発信できるよう支援する。
具体的な取組	①令和8年度に新たなセンター開設に向けた準備を進めていくとともに、高齢者が身近な場所で相談ができ、支援対応ができる体制を構築する。 ②高齢者に対する虐待対応や権利擁護支援について迅速に対応するとともに、意思決定に至るまでの伴走支援を重点的に行う。 ③認知症について社会全体で理解を深め支えていく取組を行うとともに、認知症の人や家族に寄り添った支援を進めていく。

## 2 令和7年度事業計画

業務名	事業内容
①総合相談支援業務	<ul> <li>・昨年度から取り組んでいる障害サービス利用者が年齢到達により介護サービスへ移行が必要な場合について、引続き障害福祉課と協議を行いながら、利用者に対する十分な説明を行いながら円滑な利用移行を進めていく。</li> <li>・80歳を対象とした高齢者実態把握調査を実施することで、高齢者の心身の状況を把握し、必要に応じて介護予防や介護保険サービスなどの案内を行い、身近な相談先となる地域包括支援センターの周知を行う。</li> <li>・今後独居高齢者や親族からの支援を望むことができない高齢者が増加することに対して、センターからアウトリーチ行い、併せて制度や社会資源の周知を行う。</li> <li>・高齢者の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの更なる周知を行う。</li> </ul>
②権利擁護業務	・高齢者虐待の通報を受理後、高齢者虐待防止法に則り、速やかに事実確認を行いコア会議を実施し、必要に応じて各関係機関と連携を図っていく。併せて、養護者支援の検討を行う。 ・通報を受けた案件は、東近江市地域包括支援センターと通報のあった地域包括支援センターでコア会議を行い、虐待有無の判断や今後の支援方針を決定する。 ・高齢者虐待と判断したケースや継続して事実確認を行っている事案について、東近江市、八日市、能登川、五個荘の4センターで高齢者虐待事案ケース経過会議を毎月行い、経過の確認や今後の対応を継続して協議していく。また、複合的な課題のある事案については、高齢者虐待実務責任者会議に諮り助言を得る。 ・市民や介護サービス事業所等へ高齢者虐待の早期発見の必要性や予防啓発を継続して啓発する。 ・養介護施設従事者等に向けた高齢者虐待の予防的な啓発活動の検討を行っていく。 ・判断能力が低下し支援を必要とする前に、自分自身の意思をまとめておく必要性を伝えるため、みらいノートを活用した啓発活動を行っていく。併せて関連する権利擁護支援制度についても周知を継続する。 ・東近江市権利擁護サポートセンターと連携しながら、権利擁護や成年後見制度が必要な人の利用へ繋げていく。東近江市権利擁護サポートセンターの業務内容について、東近江スマイルネットや市ホームページなどを活用して市民及び介護サービス事業所等に周知を行う。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul> <li>ケアマネジャーの資質向上の機会の確保や、他の事業所との情報交換ができる場を確保しネットワークの構築支援を行う。ケアマネジャー及び介護職員のスキルアップに向け、研修会や意見交換会の企画、開催グループホームや居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象とした研修、事例検討会の開催居宅介護支援事業所等連携会議で、地域に目を向けることを目的としたグループワークや医療知識の習得とした勉強会の開催・ケアマネジャーが課題解決の困難なケースに対して、センターが助言や支援を行っていく。</li> <li>・東近江市地域包括支援センター内で行う毎月のケアマネ会議定例会で、研修会、事例検討会を行う。</li> </ul>

業務名	事業内容
<ul><li>④介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント</li><li>業務</li></ul>	・リハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士の助言を受けることで、自立支援型ケアマネジメントが行えるよう、地域リハビリテーション活動支援事業の活用を推進する。
	・要支援者からのケアマネジメント作成依頼に対して、センター職員の他、事業所への委託を行いながら、早急にサービス利用につなげていく。
	・介護予防事業対象者及び要支援者のケアプランチェックを行い、自立支援の視点に立った助言等を行う。
⑤地域ケア会議推進事業	・市内のケアマネジャーが事例を提供し、個別課題解決に向けた地域ケア個別会議を開催する。多職種が多角的視点から検討を行うことで、自立支援に資するケアマネジメ
	ントの質を高めることを目指す。また、ネットワークの構築や地域課題の発見に繋げる。
	・能登川地区で昨年度から実施している地域ケア推進会議を継続して行い、支援ネットワークの強化、地域資源の開発及び連携、政策形成について話し合う。そして、他の
	地区でも地域ケア推進会議が開催できるよう各センターと連携しながら取組を進める。
	・緊急時の意思表示ツールとした「クローバーカード」の製作と活用の推進を行う。推進に向け、医師会や医療機関に対する周知を重点的に行う。
	・「クローバーカード」や「みらいノート」を周知普及するため、地域や各団体に向けた講座を開催する。
	・在宅医療介護連携として、病院や介護サービス事業所に向けて研修を開催する。
⑥医療介護連携推進事業	・医師会との意見交換会や専門職が参画するワーキング会議等へ参加する。
	・市内のケアマネジャーが自立に向けたケアマネジメントが実施できる一助として、地域のインフォーマルサービスを含めた「医療と暮らしのガイドブック」を更新する。
	・三方よし研究会や地域で開催する子三方よし研究会へ参加し、地域の医療介護従事者との連携を図る。
	・市民を対象に在宅医療講座を開催し、在宅医療への理解や安心して医療介護サービスを受けられるよう啓発を行う。
	【普及啓発に係ること】
	・認知症サポーターを増やすため、講座の案内を企業に行う。特に高齢者の生活と密接している企業(郵便局・シルバー人材センター・バス会社・タクシー会社等)での開
	催をめざす。
	・9月のアルツハイマー月間に、報知新聞の掲載や若年性認知症の方の写真展覧会、デジタルサイネージでの啓発活動を行う。
	・認知症カフェの事業拡大を行う。具体的には、能登川地区及び五個荘地区に新たにカフェを設置する。
	・認知症ケアパスの活用について、市ホームページでの掲載や医療機関への設置を行う。
	<u>【予防について】</u>
	・図書館と連携し、認知症講座や本の紹介、体操を行い予防に向けた活動を行う。
⑦認知症総合支援事業	・回想法講座について、民具が古く参加者に適していないという課題があるため、今後の取組について協議していく。
	【医療と介護連携について】
	・ものわすれ相談室の利用拡大を目指すため医療機関へ相談室の周知を行う。相談室の利用者を年間30人以上を目指す。
	・ものわすれ相談室利用者で、集中的な支援を必要とする場合、認知症初期集中支援員チーム員会議に繋ぎ、事業の循環を目指す。
	【若年性認知症の方への支援について】
	・認知症本人の支援を中心としたチームオレンジを設置するし、登録制度の仕組みを周知する。
	・若年性認知症の方への支援や居場所づくりについて各支援機関と協議する。
	【認知症担当者会議について】
	・今年度より各センターと認知症担当者会議を行い、東近江市の課題や今後の取組について協議する。
	・各センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方への支援体制の構築を図る。
8その他	【庁内保健医療福祉担当課連携会議の開催】
	・関係各課が抱える課題や活動内容について共有を行う。
	・災害などに備えた関係各課の取組みを共有し、今後の情報共有の手段について協議を行う。